

職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
○職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例 (平成7年3月15日 条例第1号) 第1条～第8条 略 (育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第8条の2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で<u>その子</u>の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として<u>その子</u>を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、<u>その子</u>を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。 2 任命権者は、<u>3歳に満たない子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を講ずることが著しく困難である場合を除き、第7条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。 3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、<u>その子</u>を養育するために請求した場合には、当該請求した職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、第7条第2項に規定する勤務をさせてはならない。 4 <u>第1項及び前項の規定は、第15条に規定する要介護者を介護する職員について準用する。</u>この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で<u>その子</u>の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として<u>その</u>	○職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例 (平成7年3月15日 条例第1号) 第1条～第8条 略 (育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第8条の2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で<u>当該子</u>の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として<u>当該子</u>を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、<u>当該子</u>を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。 2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を講ずることが著しく困難である場合を除き、第7条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。 3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、<u>当該子</u>を養育するために請求した場合には、当該請求した職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、第7条第2項に規定する勤務をさせてはならない。 4 <u>前3項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。</u>この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で<u>当該子</u>の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）に

現 行 条 例	改 正 条 例
<u>子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、その子を養育」とあるのは「第15条に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、その子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</u> 5 略 第9条～第14条 略 （介護休暇） 第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2 略 第15条の2～第17条 略	<u>において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、並びに第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。</u> 5 略 第9条～第14条 略 （介護休暇） 第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第18条第1項において「配偶者等」という。</u>）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2 略 第15条の2～第17条 略 <u>（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）</u> <u>第18条 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u>

現 行 条 例	改 正 条 例
第18条 略	2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。 （勤務環境の整備に関する措置） 第19条 任命権者は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。 （1）職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施 （2）介護両立支援制度等に関する相談体制の整備 （3）その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置 第20条 略